

林業関係者のみなさま



みどり認定

をご存知ですか？

「みどりの食料システム法」に基づき、省エネなどに取り組む
林業関係者の**認定制度がスタート**しています！

認定の対象となる取組例



・省エネ型林業機械の導入による
燃油使用量の削減



・きのこ栽培における断熱性能の高い被覆
資材等の利用による燃油使用量の削減

※写真はシイタケの菌床栽培における被覆資材の活用例

認定を受けるメリット

- さまざまな国庫補助金の採択で優遇されます。
- 都道府県の無利子融資の特例が活用できます。
- 環境にやさしい事業を行っていることをアピールできます。

(令和6年5月)

みどりの食料システム法の認定を受けてみませんか？

- 林業は、温室効果ガスの吸収源となる森林を育む環境に優しい産業です。一方で、林業機械などの燃油使用による温室効果ガスの発生といった環境負荷が生じている側面もあります。
- 今般、このような環境負荷を低減し持続可能な林業を確立するため、みどりの食料システム法が施行されました。
- 法律では、環境負荷低減に取り組む林業関係者の5か年の計画を認定し、各種支援措置を講ずることとしています。
 - ✓ 「環境負荷の低減」の取組例
 - ・ 燃油使用低減や温室効果ガスの排出削減など

申請書の作成方法は
こちら！



□ みどり認定を受けるメリット

メリット① さまざまな国庫補助金の採択で優遇されます！

- 計画認定を受けると、国庫補助事業の採択審査のポイントが加算されます。
対象事業：林業・木材産業循環成長対策交付金 など

メリット② 都道府県の無利子融資の特例が活用できます！

- 計画認定※1を受けると、林業・木材産業改善資金の特例措置(償還期間の延長)を活用できます。

融資	林業・木材産業改善資金
利率	無利子
償還期間	10年以内(据置3年以内)※特例措置では12年
貸付限度額	個人：1,500万円、会社：3,000万円 等

※1 林業・木材産業改善資金助成法に規定する林業・木材産業改善措置を含むこと。

※2 資金の詳細については都道府県に御相談ください。

□ みどり認定の申請方法



申請については、まずはお住まいの都道府県庁に御相談ください！

お問合せ先

中国四国農政局生産部 環境・技術課

TEL:086-224-4511(内線 2417、2789)

Email:midori_chushi@maff.go.jp